

返還保証書（様式13）の記入例と証明書の例

返還保証書（様式13）記入例

どんな場合に添付が必要？

人的保証選択者が、4親等以内の親族でない人物を連帯保証人及び保証人を選ぶ場合、65歳以上の人物を保証人を選ぶ場合に添付が必要です。

①返還誓約書に印字された日付（奨学金申込日）を記入

②当該人物(保証人もしくは連帯保証人)が自署、押印し、「生年月日」と「奨学生本人との関係」が返還誓約書と一致するよう記入

③奨学生本人の氏名、奨学生番号、生年月日が返還誓約書と一致するよう記入

【様式13】
連帯保証人・保証人(65歳以上の人物でない人を連帯保証人や保証人に65歳以上の人物を選んだ場合に提出する必要があります。
(当該人物が「65歳以上の人物」であることを証明する旨を記入し、その旨を記入してください。)

返 還 保 証 書

令和XX年 4月 1日

氏名 奨学 五郎 (5奨学 奨学)

生年月日 昭和XX年 4月 25日 奨学生本人との関係 祖父

奨学 太郎 8XX-XX-XXXXXX 平成XX年 11月 11日 生

区 分	金額	認定基準 及び 証明書類 (すべてコピー)
給与所得者の場合	320万円	年間収入金額が320万円以上 ※年金は給与として扱います。
※年間収入金額で判定	※1万円未満は切り捨て	源泉徴収票(前年度のもの)・所得証明書(前年度のもの)・年金振込通知書、 年金振込通知書(支給開始のもの、最近のもの)等 ※給与証明は不可。
給与所得者以外の場合	万円	※年間所得金額が220万円以上 ※給与と所得もあつた場合は、給与と所得金額を年間所得金額に合算する。
※年間所得金額で判定	※1万円未満は切り捨て	確定申告書(2) ※確定申告書の収入も提出する場合は、e-Tax(電子申請)による受付結果画面、 即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。 所得証明書(前年度のもの)等
預貯金・不動産などの資産を有している場合	万円	※預貯金・不動産等の合計額が貸与予定総額(返還誓約書に印字されている金額)の2分の1以上 ※保証人は貸与予定総額の2分の1以上
※合計額で判定	※1万円未満は切り捨て	【不動産の証明書類】 固定資産評価証明書(伊豆郡のもの)及び登記事項証明書(全部事項証明書)を提出。 ※登記事項証明書(全部事項証明書)の提出は不要。 ※証明書の発行日は、【預貯金の証明書類】を参照。 ※登記事項証明書(全部事項証明書)は法務局で取得。 ※詳細は、「審査(貸付)の留意事項」を参照。
IとIIを組み合わせる場合	万円	Iの金額+IIの金額+16% (給与と所得者の場合) 320万円以上 (給与と所得者以外の場合) 220万円以上 ※金額を算定する際の証明書類

(返還保証書裏面もご確認ください)

※様式・文言は変更となる場合があります

④資産等の状況が以下I～Ⅲのいずれかの基準を満たすことを示す証明書を添付

I 年間収入・所得で判定

・給与所得者(※年金収入の方はこちら)
年間収入 **320万円**以上
(証明書:源泉徴収票、年金振込通知等)

・給与所得者以外

年間所得 **220万円**以上
(証明書:所得証明書等。確定申告書控を提出する場合は、e-Tax(電子申請)による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。)

II 預貯金・不動産評価額等で判定

合計額が貸与予定総額(返還誓約書に印字されている金額)
(保証人は貸与予定総額の2分の1)以上
(証明書:預貯金残高証明書、取引残高報告書(評価額のわかるもの)、
固定資産評価証明書(評価額のわかるもの。併せて「登記事項証明書
(全部事項証明書)が必要。ただし固定資産評価証明書に所有者と持分割合
(共有名義の場合)が明記されている場合は提出不要。返還保証書の裏面
参照))

III 上記 I(年間収入・所得)と、II(預貯金・不動産評価額等)の組み合わせで判定

I + (II ÷ 1.6) で算出される金額が
(給与と所得者の場合) **320万円**以上
(給与と所得者以外の場合) **220万円**以上

※年金は給与として扱います

※給与と所得以外の場合で給与所得もあるときの判定
基準は年間所得220万円以上です

※給与明細、通帳のコピーは不可

返還保証書に添付する証明書の例

返還保証書に添付する証明書の例 (③ e-Taxの確定申告書 (控))

確定申告書 (控) : 直近のもの
 ③ 「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax (電子申請) による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付してください。

税務署が受理した受付日時・受付番号の印字が必要です。電子申告をした場合、受付番号・受付日時が印字されます。

営業収入・不動産収入・利子収入・配当収入・雑収入 (年金は除く)・総合譲渡収入・一時収入は **給与収入ではないため計上できません。**

返還保証書 (抜粋) (I 欄)

区分	金額	認定基準額 及び
給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	46 万円	年間収入金額が320万円以上
給与所得者以外の場合 (給与所得以外+給与所得の方も含む) ※年間所得金額で判定	317 万円	年間所得金額が220万円以上

給与所得者の「給与」は収入、年金は給与収入扱いとなります。(給与収入17.8万+公的年金28.2万)

所得金額欄の合計額となります。

給与所得では基準 (年間収入金額320万円以上) を満たさないが、給与所得以外の場合の基準 (年間所得金額220万円以上) を満たすため選任できます。

※証明書例の数値等は仮定のもので

受付日時:20XX/03/30
 受付番号:20XX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

令和〇〇年 〇月 〇日 令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 FA2204

納税地: 〇〇市△△町××× フリガナ ショウカ クコロウ
 氏名 奨学 五郎
 本人 奨学 五郎

給与	8275955
公的年金等	178500
その他の所得	282850
所得金額欄の合計額	3177614

給与・公的年金以外、「給与収入」ではありません

給与所得者の場合の年間収入金額 赤枠の中: 給与・公的年金のみ

給与所得者以外の場合の年間所得金額

返還保証書に添付する証明書の例

返還保証書に添付する証明書の例 (④固定資産評価証明書⑤登記事項証明書)

④固定資産評価証明書：誓約日の3か月前以降に発行されたもの

固定資産(土地・家屋)評価証明書		証明を必要とする理由	
所在地 〇〇市△△町X丁目XX番X	登記地目: 宅地 現況地目: 空地	登記地積 m ² 200.00	令和5年度 価格(円) ¥30,000,000
所有者 〇〇市△△町X 奨学 五郎 外1名			(区分) 課税 固定資産税 ¥5 都市計画税 ¥12
所在地 〇〇市△△町X丁目XX番X	家屋番号: □□□□□	登記床面積 m ² 240.00	令和5年度 価格(円) *****
種類: 地上: 2階 構造: 木造 屋根: スレート葺		現況床面積 m ² 240.00	*****
所有者 〇〇市△△町X 奨学 五郎			*****

該当者以外に外1名の所有者がおり、持分記載がないため、固定資産評価証明書だけでは当該者持分の資産額が確認できません。

所有者欄に(外●名)や(共有者■)、共有持分等の記載がない場合は単独の所有になります。

⑤登記事項証明書：誓約日の3か月前以降に発行されたもの

登記事項証明書 (土地)	
表題部 (土地の表示)	調製 平成〇〇年〇〇月〇〇日 不動産番号 XXXXXXXXXXXXX
地図番号 (余白)	筆界特定 (余白)
所在地 〇〇市△△町X丁目	(余白)
原因 平成▲▲年〇月〇日 共有者 〇〇市△△町X丁目XX番X 持分5分の3 奨学 五郎	原因及びその日付(登記の日付) 〇〇市△△町X丁目XX番X 持分5分の2 奨学 XX
〇〇市△△町X丁目XX番X 持分5分の2 奨学 XX	権利者その他の事項 原因 平成▲▲年〇月〇日 共有者 〇〇市△△町X丁目XX番X 持分5分の3 奨学 五郎 〇〇市△△町X丁目XX番X 持分5分の2 奨学 XX

原因 平成▲▲年〇月〇日
共有者
〇〇市△△町X丁目XX番X
持分5分の3
奨学 五郎

〇〇市△△町X丁目XX番X
持分5分の2
奨学 XX

資産が共有名義の場合は？
(例：「外1名」など他の所有者の存在が記載されている)
持分割合等により当該者名義の資産額が確認できるものでなければなりません。
その場合、固定資産評価証明書と、**登記事項証明書(全部事項証明書)**※と組み合わせると持分割合を計算し求めることができます。
※登記事項証明書(全部事項証明書)は法務局で取得する書類です

※証明書例の数値等は仮定のものです

土地:固定資産評価証明書 ¥30,000,000 × (3/5) = **¥18,000,000 (該当者持分)**
家屋:固定資産評価証明書 **¥ 4,000,000 (該当者単独所有)**

返還保証書(抜粋) (II欄)

II 預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	2,200 万円	※1万円未満は切り捨て
------------------------------------	----------	-------------

預貯金・不動産(評価額)等の合計額が貸与予定総額(返還残額)(保証人は貸与予定総額(返還残額)の2分の1以上)
・預貯金残高証明書・固定資産評価証明書(評価額わかるもの)
・取引残高報告書(評価額わかるもの)等
※返還誓約書に印字された日付の3か月前以降に発行されたもの。
返還誓約書以外に添付する場合は、記入日の3か月前以降に発行されたもの
※資産が共有名義の場合は、持分割合等により当該者名義の資産額が確認できるもの(登記事項証明書<法務局で取得>など)